

大阪府発明実施功労者・発明功績者等表彰 実施要領・推薦要領の主な変更点

●実施要領

<共通>

- ・個人のほか、グループも表彰対象とするとともに、被推薦者数を変更しました。

<技術改善功労者表彰>

(1号※)候補者の職歴要件を以下のとおり変更しました。

- ・同一の職域で通算5年以上勤務していること。

(1号・2号※共通)

- ・様式第2号「技術改善功労者調書」に、職歴(現在の職場・以前の職場・同一職域であることの説明)を記載する欄を追加しました。
- ・様式第2号「技術改善功労者調書」の記載例を追加しました。

※ 1号:実施要領 P.17 大阪府技術改善功労者表彰実施要領 第2条第1項(1)該当

2号:実施要領 P.17 大阪府技術改善功労者表彰実施要領 第2条第1項(2)該当

●推薦要領

- ・個人のほか、グループも表彰対象とするとともに、被推薦者数を変更しました。

- ・候補者に共同発明者等がいる場合は、候補者が今回の表彰に推薦されることに関して事前に当該発明者等の了承を得ることとしました。